|  |
| --- |
| 　世田谷区長　あて　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日 |
| 代理者連絡先　住所 　　 　　 　 氏名　　　　　　　　　　　　　　印電話番号　　　（　　　）　　　　　担当者：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　メールアドレス：　　　　　　　　　　　　 | 建築主建築主住所　氏名　　　　　　　　　　　　　　印電話番号　　　（　　　）　　所有者等住所 　　 　　 　 氏名　　　　　　　　　　　　　　印電話番号　　　（　　　）　　 |
| 狭あい道路拡幅整備事前協議事項変更申出書　狭あい道路の拡幅整備の協議について、世田谷区狭あい道路拡幅整備条例施行規則第７条の規定に基づき、協議事項の変更を申し出ます。　　１．事前協議受付番号　　　　　　狭あい　　　　　　　２．変更理由　　売買　・　相続　・　敷地形状変更　・　その他（　　　　　　　　　　　　　　　）３．変更内容（変更箇所のみ☑し、記載する。）　　図面変更　□　有　・　□　無 |
| * 所在地
 | （住居表示）　　世田谷区　　　　　　　丁目　　　　番　　　　号（地　　番）　　世田谷区　　　　　　　丁目　　　　番 |
| □ 狭あい道路の種別 | (１)２項道路 （２）その他（４２条１項５号 ・ ４３条２項２号） |
| (１)特別区道 （２）特別区道以外の区管理道路 （３）私道 （４）その他（　　　　　　） |
| □ 後退用地 | (１)有(　　　面)　 （２）無 | □ 隅切り用地 | (１)有(　　　箇所)　 （２）無 |
| * 協議内容
 |
| 協議に伴う行為の種別協議の種別 | (１)建築確認申請　(２)指定確認検査機関への書類提出　(３)建築計画通知　(４)その他（　　　　　　） |
| 整備及び管理の方法 | 区　　　　分 | 後退用地 | 隅切り用地 | 外構着手時期 |
| (１)無償使用を承諾し、区が整備し、及び管理する無償使用を承諾し区が整備・管理する |  |  | 年　 　月 |
| (２)寄附し、区が整備し、及び管理する |  |  |
| (３)整備等を承諾し、区が整備し、建築主等が管理する整備等を承諾し区が整備し建築主等が管理する |  |  |
| (４)建築主等が自ら整備し、及び管理する建築主等が自ら整備・管理する |  |  |
| (５)その他 |  |  |  |
| □ 整備工事のために必要な移設工事等 |
| （１）無 | （２）有 | 擁壁の移設工事（建築物の建築に伴うものを除く。） | 高低差０．５メートル以上１メートル未満 | ｍ |
| 高低差１メートル以上２メートル未満 | ｍ |
| 高低差２メートル以上３メートル未満 | ｍ |
| 高低差３メートル以上 | ｍ |
| 擁壁以外の工作物の撤去工事（建築物の建築に伴うものを除く。） | ブロック塀、万年塀、生垣、門その他これらに類するもの（ブロック塀、万年塀、生垣、門その他これらに類するものをいう。）の撤去 | ｍ |
| 隣地境界に沿って設置されたブロック塀等の撤去 | 箇所 |
| 水道メーター、地下埋設配管等の撤去 | 有 ・ 無 |
| 樹木の移植工事（幹回り３０センチメートル以上かつ樹高３メートル以上） | 本 |

〈添付書類〉狭あい道路拡幅整備事前協議済通知書 （第２号様式）及び狭あい道路拡幅整備事前協議書（第１号様式）の添付書類から変更となったもののみ添付する。

* + 付近見取図（２部）
	+ 狭あい道路及び狭あい道路に接する敷地の現況図（２部）
	+ 狭あい道路及び敷地の横断面図（２部）
	+ 敷地の求積図（２部）
	+ 敷地の公図の写し及び登記事項証明書
	+ 整備計画書（第１号の２様式）（建築主等が自ら整備し、及び管理する場合に限る。）